

○公募型プロポーザルに関する公告説明文

公募型プロポーザル方式による受託者公募について、次のとおり公告する。

当プロポーザルについて参加を希望する者は、下記により関係書類を作成のうえ、提出されたい。

令和6年2月2日

つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会
会長 大井川 和彦

1 調達に付する事項

(1) 委託事業名

霞ヶ浦環境フェスティバル実施事業委託

(2) 委託事業の目的

令和6年3月16日～17日に開催される土浦レイクサイドバイクロード4において、サイクリングと水質浄化を組み合わせたブースの出展及びイベントを実施することで、参加者に水質浄化の啓発を図るとともに、サイクリング環境の魅力を発信し、更なる誘客促進につなげる。

(3) 委託事業の内容

霞ヶ浦環境フェスティバル実施事業委託仕様書のとおり

(4) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月22日まで

(5) 見積限度額

3,193,300円（取引に係る消費税額及び地方消費税を含む）以内

※なお、この額は事業内容の規模を指示するものであり、予定価格を示すものではないことに留意すること（予定価格は別途定める）。

2 資格要件

(1) 茨城県物品調達等競争入札参加者資格審査要項（平成8年茨城県告示第254号）に基づく茨城県物品調達等競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新規に入札参加資格を得ようとする者は、所定の資格審査申請書に必要事項を記入のうえ、次に示す場所に申請すること。申請は随時受け付けているが、審査に相応の日数を要するため留意すること。

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当

電話 029-301-4875

(2) 茨城県物品調達等登録業者指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者でないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条2項の規定に基づく茨城県の入札参加の制限を受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(5) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。

(6) 過去5年間に於いて、同種又は類似業務を実施した実績を有するものであること。

3 審査方法及び評価項目

(1) 審査方法及び結果の通知

提出された企画提案書は、担当部局内に設置した審査委員会において、下記(2)の評価基準により審査を行う。採否については、決定後速やかに通知する。

(プレゼンテーションは実施しないが、必要に応じてヒアリングを行うことがある。)

なお、審査については非公開とし、審査結果についての異議申し立ては認めない。

(2) 企画提案内容を特定するための評価項目

業務内容	①提案内容の的確性 ②提案内容の独創性 ③提案内容の実現性 ④工程の妥当性 ⑤見積額の妥当性
業務の実施体制	⑥配置予定者の専門性・実績
会社の業務実績	⑦同種及び類似業務の実績

4 手続き等に関する担当部局

つくば霞ヶ浦りんりんロード利活用推進協議会（茨城県県民生活環境部スポーツ推進課内）
担当 中山

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

電話 029(301)2735

FAX 029(301)2847

E-mail chikei4@pref.ibaraki.lg.jp

5 質問の受付

本件の内容に関する質問等については、令和6年2月8日(木)17時まで、担当部局にてFAX・電子メール等で受け付ける。なお、質疑を提出したときは、電話で送付確認を行うこと。

(1) 提出先

4(1)担当部局に同じ。

(2) 回答方法

質疑は令和6年2月13日(火)17時までにFAXもしくは電子メールにより回答する。

6 提出書類及び提出方法等

(1) 提出書類及び提出部数

①企画提案提出書(様式1号) 1部

②過去5年間の同種又は類似業務の実績(様式2号) 5部(記名1部+無記名4部)

③企画提案書(任意様式) 5部(記名1部+無記名4部)

企画提案書は、下記の内容を盛り込むこと。

ア 業務内容に関する具体的な企画案

イ 業務実施体制、作業工程

ウ 企画競争参加者の概要等

・企画競争参加者の概要

・担当者名及び連絡先

- ④見積書（任意様式） 5部（記名1部＋無記名4部）
- ⑤資格要件に係る申立書（様式3号） 1部
- (2) 提出期限 令和6年2月16日（金） 17時必着
- (3) 提出方法 持参又は送付（送付記録が残るもの）に限る。
- (4) 提出先 4（1）の担当部局に同じ。

7 その他

- (1) 書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 企画提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。なお、提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 企画提案書に虚偽の記載をした場合は、企画提案書を無効にするとともに、不利益処分を行うことがある。
- (4) 採択された企画提案書の著作権は茨城県に帰属する。
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第138条第2項各号いずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。